令和7年度決算に基づく健全化判断比率等の公表について（確定値）

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に施行されたことにより、その法律で定められた健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、その算定内容を監査委員の審査に付したうえで、議会へ報告するとともに、市民の皆さまに公表することとなりました。
令和7年度決算に基づく高石市の健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）及び資金不足比率は次のとおりです。

1．健全化判断比率

	年度	高石市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	令和6年度	— %	12.80%	20.00%
	令和7年度	— %	12.78%	20.00%
連結実質赤字比率	令和6年度	— %	17.80%	30.00%
	令和7年度	— %	17.78%	30.00%
実質公債費比率	令和6年度	9.6%	25.0%	35.0%
	令和7年度	9.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率	令和6年度	65.6%	350.0%	
	令和7年度	53.1%	350.0%	

＊　実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも赤字額が生じていないため、「－」で表示しています。

2．資金不足比率

特別会計名	年度	高石市	経営健全化基準
下水道事業会計	令和6年度	— %	20.0%
	令和7年度	— %	20.0%

＊　資金不足比率は、いずれの会計においても不足額が生じていないため、「－」で表示しています。

令和7年度決算に基づき高石市の健全化判断比率を算定したところ、実質赤字比率「－」・連結実質赤字比率「－」・実質公債費比率9.2%・将来負担比率53.1%となり、いずれの比率についても財政再生基準及び早期健全化基準を下回りました。 また、資金不足比率については、高石市の公営企業会計である下水道事業会計が対象となりますが、資金不足が生じていないため、比率も生じていません。

指標・用語の説明

≪　≫内は令和７年度決算に基づく高石市の数値（単位：千円）

〇標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、次の算式により算出されるもの

標準財政規模	＝	標準税収入額等（市税や譲与税等）	＋	普通交付税	＋	臨時財政対策債発行可能額
≪14,997,264≫		≪11,766,507≫		≪3,230,757≫		≪0≫

＊一般財源・・税や譲与税など使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源。

〇実質赤字比率

一般会計等（高石市の場合、一般会計と墓地事業特別会計の合計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}\ ≪0≫}{\text{標準財政規模}\ ≪14,997,264≫}$$

〇連結実質赤字比率

全会計（高石市の場合、一般会計等・国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療保険特別会計・下水道事業会計の合計）を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}\ ≪0≫}{\text{標準財政規模}\ ≪14,997,264≫}$$

〇実質公債費比率

一般会計等が負担する地方債等の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率（３か年平均）} = \frac{\begin{array}{c}\text{（地方債等の元利償還金}\ ＋\ \text{準元利償還金）} \\ ≪R5\ \ 2,830,876\ \ R6\ \ 2,902,630≫\ \ ≪R5\ \ 856,435\ \ R6\ \ 816,352≫ \\ ≪R7\ \ 2,991,205≫\ \ ≪R7\ \ 669,697≫ \\ -（\text{特定財源}\ ＋\ \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）} \\ ≪R5\ \ 716,389\ \ R6\ \ 713,070≫\ \ ≪R5\ \ 1,855,510\ \ R6\ \ 1,792,793≫ \\ ≪R7\ \ 687,585≫\ \ ≪R7\ \ 1,727,319≫\end{array}}{\begin{array}{c}\text{標準財政規模}-（\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）} \\ ≪R5\ \ 14,347,829\ \ R6\ \ 14,711,157≫\ \ ≪R5\ \ 1,855,510\ \ R6\ \ 1,792,793≫ \\ ≪R7\ \ 14,997,264≫\ \ ≪R7\ \ 1,727,319≫\end{array}}$$

＊準元利償還金・・「一般会計等が負担する地方債等の元利償還金」に準ずると考えられるものであり、例えば、一部事務組合が負担する地方債の元利償還金に対する一般会計等からの負担額などである。

＊特定財源・・一般財源と異なり、国庫支出金や使用料などのように使途が特定されている財源。ここでは地方債等の元利償還金又は準元利償還金に充当可能な特定財源を示している。

＊基準財政需要額・・地方公共団体が標準的な行政を合理的な水準で実施した場合に必要と想定される一般財源の額であり、普通交付税の計算に用いられる。

〇将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 ≪40,819,824≫} - (\text{充当可能基金額 ≪5,791,331≫} + \text{特定財源見込額 ≪8,346,210≫} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額 ≪19,625,430≫})}{\text{標準財政規模 ≪14,997,264≫} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ≪1,727,319≫)}}$$

＊将来負担額・・地方債の現在高や土地開発公社への負担見込額など一般会計等が将来負担すべき実質的な負債。

〇資金不足比率

公営企業ごとの「資金の不足額」の「事業の規模」に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 下水道事業特別会計 ≪0≫}}{\text{事業の規模 ≪1,394,647≫}}$$

〇早期健全化基準

法律に定められた基準（高石市の場合、実質赤字比率 12.78%・連結実質赤字比率 17.78%・実質公債費比率 25.0%・将来負担比率 350.0%）でこれらの基準を１つでも上回ると、外部監査と議会の議決を経た財政健全化計画の策定が義務付けられ、速やかに公表するとともに都道府県知事へ報告することとなる。

また、同計画の実施状況についても毎年度①議会へ報告②公表③都道府県知事へ報告が義務付けられ、財政の早期健全化が著しく困難と認められる場合は、都道府県知事から必要な勧告がなされることとなる。

〇経営健全化基準

法律に定められた基準（資金不足比率 20.0%）で各公営企業会計においてこの基準を上回ると、早期健全化基準を上回った場合と同内容の事項が義務付けられる。この場合において策定する計画は経営健全化計画となる。

〇財政再生基準

法律に定められた基準（高石市の場合、実質赤字比率 20.00%・連結実質赤字比率 30.00%・実質公債費比率 35.0%）でこれらの基準を１つでも上回ると、早期健全化基準を上回った場合に義務付けられる事項（策定は財政再生計画、報告は総務大臣）に加え、地方債を発行するためには財政再生計画について総務大臣の同意が必要となる（一部の地方債を除く）。

また、財政運営が計画に適合しないと認められる場合等は総務大臣から予算の変更や財政再生計画の変更等必要な措置を講ずるよう勧告がなされることとなる。

健全化判断比率等の対象範囲

